

令和3年第4回宇佐市教育委員会会議録

令和3年3月29日午後2時00分、宇佐市教育委員会を34会議室に招集した会議は次のとおりです。

- ・出席委員
教 育 長 高月 晴彦
教 育 長職務代理 佐藤 修水
委 員 徳光 優子
委 員 河野 浩一
委 員 古里 万里子

- ・欠席委員 なし

- ・説明のため会議に出席した職員

学校教育課長	上田 積
社会教育課長	〆野 勝教
図書館長	松壽 敬
学校給食課長	新納 孝明
教育総務課教育総務係主幹（総括）	酒井 由紀子

- ・本会議の書記

教育総務課教育総務係主幹（総括）酒井 由紀子

◎附議事項

- 議第21号 宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動について（教育総務課）
- 議第22号 令和3年度宇佐市奨学生の決定について（教育総務課）
- 議第23号 令和3年度藤・稲尾奨学生の決定について（教育総務課）
- 議第24号 宇佐市立学校の通学区域に関する規則等の一部改正について（教育総務課）
- 議第25号 宇佐市スクールバス運行管理規程の一部改正について（教育総務課）
- 議第26号 宇佐市教育委員会公印規則等の一部改正について（学校教育課）
- 議第27号 令和3年度宇佐市教育委員会産業医の委嘱について（学校教育課）
- 議第28号 指定校変更について（学校教育課）
- 議第29号 令和3年度学校運営協議会委員の委嘱について（学校教育課）

- 議第30号 宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について (社会教育課)
 議第31号 社会教育指導員の任用について (社会教育課)
 議第32号 公民館長及び地区館長、分館長の任用について (社会教育課)
 議第33号 宇佐市文化財の指定等について (社会教育課)
 議第34号 宇佐市オオサンショウウオ保護管理委員会委員の委嘱について (社会教育課)

◎報告事項

- (1) 令和3年3月第2回宇佐市議会定例会における教育委員会関係の一般質問について (各課)
 (2) 小部遺跡の国指定史跡決定について (社会教育課)
 (3) 宇佐市文化財の指定等について (社会教育課)
 (4) 4月の行事等の予定について (各課)

(開会 午後2時00分)

- 教 育 長 令和3年第4回宇佐市教育委員会の開会を告げる。
 事 務 局 (令和3年第2回の会議録を読み上げる)
 令和3年第2回の会議録を各委員に諮り、承認される。
- 事 務 局 (令和3年第3回の会議録を読み上げる)
 教 育 長 令和3年第3回の会議録を各委員に諮り、承認される。
- 教 育 長 議第21号宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動について、教育総務課に説明を求める。
- 教 育 総 務 課 議第21号宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動について、ご説明します。1Pをご覧ください。
 (詳細は議案に記載)
- 教 育 長 何か質問はありませんか。
 ないようですので議第21号宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動については、承認とし、次に一括して、議第22号令和3年度宇佐市奨学生の決定について及び議第23号令和3年度藤・稲尾奨学生の決定について、関連がありますので、一括して教育総務課に説明を求める。
- 教 育 総 務 課 議第22号令和3年度宇佐市奨学生の決定について及び議第23号令和3年度藤・稲尾奨学生の決定について、ご説明します。
 3Pをご覧ください。
 (詳細は議案に記載)

- 教 育 長 何か質問はありませんか。
ないようですので、議第22号令和3年度宇佐市奨学生の決定について及び議第23号令和3年度藤・稲尾奨学生の決定については、承認とし、次に、議第24号宇佐市立学校の通学区域に関する規則等の一部改正について及び議第25号宇佐市スクールバス運行管理規程の一部改正について、内容に関連がありますので一括して、教育総務課に説明を求める。
- 教 育 総 務 課 議第24号宇佐市立学校の通学区域に関する規則等の一部改正について及び議第25号宇佐市スクールバス運行管理規程の一部改正について、ご説明します。5Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)
- 教 育 長 何か質問はありませんか。
ないようですので、議第24号宇佐市立学校の通学区域に関する規則等の一部改正について及び議第25号宇佐市スクールバス運行管理規程の一部改正については、承認とし、次に議第26号宇佐市教育委員会公印規則等の一部改正について、学校教育課に説明を求める。
- 学 校 教 育 課 長 議第26号宇佐市教育委員会公印規則等の一部改正について、ご説明します。11Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)
- 教 育 長 何か質問はありませんか。
ないようですので、議第26号宇佐市教育委員会公印規則等の一部改正については、承認とし、次に議第27号令和3年度宇佐市教育委員会産業医の委嘱について、学校教育課に説明を求める。
- 学 校 教 育 課 長 議第27号令和3年度宇佐市教育委員会産業医の委嘱について、ご説明します。14Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)
- 教 育 長 何か質問はありませんか。
委嘱は問題ないのですが、働き方改革等で各学校の改革が進んでいると思いますが、まだまだ学校によっては厳しい状況が続いているのではと思います。昨年度の、産業医の活用実績の概要を教えてください。
- 学 校 教 育 課 長 基本的に、宇佐市立学校総括安全衛生委員会等に於いて、会議の中で指導・助言をいただいたり、超過勤務が多い場合は本人の希望により産業医の面接を受けることができ、昨年度は3名ほどが面接を受けました。今年は、スタート時点はコロナによる臨時対策で、超勤は少なく、学校でも工夫して、超勤80時間を超えている人はいたが、今年面接希望はありませんでした。来年度に向

けての課題は、産業医が学校現場に関わっていけるような積極的な活用をしていきたいと思っています。

教 育 長 ほか質問はありませんか。
ないようですので、議第27号令和3年度宇佐市教育委員会産業医の委嘱については、承認とし、次に、議第28号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第28号指定校変更について、ご説明します。15Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。
ないようですので、議第28号令和3年度指定校変更については、承認とし、次に、議第29号令和3年度学校運営協議会委員の委嘱について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第29号令和3年度学校運営協議会委員の委嘱について、ご説明します。16Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。
ないようですので、議第29号令和3年度学校運営協議会委員の委嘱については、承認とし、次に、議第30号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について、社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 議第30号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について、ご説明します。21Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。
ないようですので、議第30号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱については、承認とし、次に、議第31号社会教育指導員の任用について、社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 議第31号社会教育指導員の任用について、ご説明します。23Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。
社会教育指導員の職務内容は、
社会教育課長 人権担当の先生方につきましては、社会教育集会所での高齢者、子ども、婦人等いろんな学級活動の企画やサポート、公民館につきましては年10回程度あります婦人学級、高齢者学級等の企画立案、安心院・院内につきましては、高齢者学級等のほかにも、ヨガや料理、囲碁教室等、自主サークルではなく公民館で運営しておりますので、その部分も企画立案して実施しています。

教 育 長 ほかに質問はありませんか。
ないようですので、議第31号社会教育指導員の任用については、承認とし、次に、議第32号公民館長及び地区館長、分館長の任用について、社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 議第32号公民館長及び地区館長、分館長の任用について、ご説明します。24Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。
ないようですので、議第32号公民館長及び地区館長、分館長の任用については、承認とし、次に、議第33号宇佐市文化財の指定等について、社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 議第33号宇佐市文化財の指定等について、ご説明します。25Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。
ないようですので、議第33号宇佐市文化財の指定等については、承認とし、次に、議第34号宇佐市オオサンショウウオ保護管理委員会委員の委嘱について、社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 議第34号宇佐市オオサンショウウオ保護管理委員会委員の委嘱について、ご説明します。29Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。
委員 この委嘱とは関係ないのですが、院内道の駅のオオサンショウウオは、どのようになったのでしょうか。

社会教育課長 3月に入ってから、亡くなったのですが、十数年前に近くで見つかりました。その当時は川に戻すことができないということで、文化庁から指示をもらって飼うことができたのですが、今は保護管理委員会が組織され、保護の体制が確立されて、研究も進んできましたので、今後、飼うことは許可が得られない可能性が高く、非常に難しいです。道の駅には、現在水槽のみあり、今後、河川工事等でオオサンショウウオが見つかったときは、一時保護として、飼育の許可も出ることがあります。今後、河川工事の着工の情報もありますので、その一時的な保護施設として残していくのか、今から協議になると思います。個体については解剖して、冷凍している状況ですので、今後、はく製を作って展示ができればと思っています。

教 育 長 ほかに質問はありませんか。
ないようですので、議第34号宇佐市オオサンショウウオ保護管

理委員会委員の委嘱については、承認とし、次に、報告第1項令和3年3月第2回宇佐市議会定例会における教育委員会関係の一般質問について、各課に説明を求める。

(詳細は議案に記載)

教 育 長
委 員

何か質問はありませんか。

学校給食課への質問で、量が少ないという声を聞くというのは、現場としてそんな実感がありますか。この前は、米飯が残るので減らすと話していましたが、少し感覚の違いがあると思いました。学校と連携しながら、とありましたが、量が多い子は箸をつける前に戻す、足りない子はおかわりするそうすれば、給食が足りない子は減り、米飯の残りも減るのかなと。

学 校 給 食 課 長

この質問は、献立に汁物がありまして、魚の具材の数が少なかったことからの質問でした。配食するときに、目視で注ぐので、偏りがあったのではと思います。学校の実情を見ながら、米飯の量や、献立委員会、養護教諭の先生と協議していきたいと思います。

教 育 長

ほかに質問はありませんか。

ないようですので、次に、報告第2項小部遺跡の国指定史跡決定について、社会教育課に説明を求める。

(詳細は議案に記載)

教 育 長

何か質問はありませんか。

ないようですので、次に、報告第3項宇佐市文化財の指定等について、社会教育課に説明を求める。

(詳細は議案に記載)

教 育 長
委 員

何か質問はありませんか。

この4件については、やむを得ないと思いますが、岩崎神社の本殿の棟札等は、年代の記録があるが正確な新築の年代が不明で、なかなか地域の方では、専門的には見いだせないと思います。地域の方から調査等の要請があった場合、どのような対応が出来ますか。

社 会 教 育 課 長

今回の建物は、公益財団法人文化財建造物保存技術協会という文化財を建てる又は保存について指導を行う機関の方が、宇佐神宮の南側の市所有の門を解体しておりまして、その方に、岩崎神社を見てもらいました。部材は昔のものを使って建て替えた可能性、彫り物等の年代が多岐にわたっているなど、建築年代が正確に特定できず、不明としか言えないということでした。また、市内には江戸時代の終わり、幕末の頃に建てた神社仏閣が多く、これを指定にすると、ほかの物も全部指定になるということでした。

教 育 長 専門家に見てもらったということですね。
社 会 教 育 課 長 また、こういった方につながりがありますので、また見てもらうことは可能で、2、30年前に大分県が調査した社寺建築の報告書があり、古い建物は掲載されていますが、それに掲載されていても指定を受けていないものもあり、そちらが先ではという意見もあります。

教 育 長 ほかに質問はありませんか。
ないようですので、その他の協議事項教育長職務代理者の指名について、事務局に説明を求める。
(事務局説明)

教 育 長 説明にありましたように、教育長が職務代理者を指名することになっています。令和3年度は、徳光委員を職務代理者に指名したいと思っています。徳光委員、よろしいでしょうか。

委 員 受けさせていただきます。
教 育 長 ありがとうございます。では、就任のごあいさつをお願いします。
(徳光委員就任挨拶)

教 育 長 ありがとうございます。では、1年間よろしくをお願いします。続きまして、報告第4項4月の行事等の予定について、各課に説明を求める。
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。
ないようですので、次回教育委員会の日程について事務局に説明を求める。

事 務 局 次回教育委員会の日程について、4月28日午後2時から34会議室で如何でしょうか。

教 育 長 4月28日午後2時からでよろしいでしょうか。
各委員に諮り確認のうえ、第4回定例教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後3時23分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。